

○行動援護サービス費

基本部分		注 支援計画シート等が未作成の場合	注 2人の行動援護従事者による場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 特定事業所加算	注 特別地域加算	注 緊急時対応加算(月2回を限度)	注 喀痰吸引等支援体制加算
イ 30分未満	(258単位)	×95/100	×200/100	1人1日につき5単位を減算 注 令和5年4月から適用	特定事業所加算(Ⅰ) +20/100 特定事業所加算(Ⅱ) +10/100 特定事業所加算(Ⅲ) +10/100 特定事業所加算(Ⅳ) +5/100	+15/100	1回につき100単位を加算 注 地域生活支援拠点等の場合+50単位	1人1日当たり100単位を加算
ロ 30分以上1時間未満	(407単位)							
ハ 1時間以上1時間30分未満	(592単位)							
ニ 1時間30分以上2時間未満	(741単位)							
ホ 2時間以上2時間30分未満	(891単位)							
ヘ 2時間30分以上3時間未満	(1,040単位)							
ト 3時間以上3時間30分未満	(1,191単位)							
チ 3時間30分以上4時間未満	(1,340単位)							
リ 4時間以上4時間30分未満	(1,491単位)							
又 4時間30分以上5時間未満	(1,641単位)							
ル 5時間以上5時間30分未満	(1,791単位)							
ヲ 5時間30分以上6時間未満	(1,940単位)							
ワ 6時間以上6時間30分未満	(2,091単位)							
カ 6時間30分以上7時間未満	(2,240単位)							
ヨ 7時間以上7時間30分未満	(2,391単位)							
タ 7時間30分以上	(2,540単位)							
※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。								
初回加算 (1月につき200単位を加算)								
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき150単位を加算)								
行動障害支援指導連携加算(移行する日の属する月につき1回を限度) (1回につき273単位を加算)								
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位数×239/1000)	注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3 二、ホについて、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能						
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位数×175/1000)							
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位数×97/1000)							
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 十八の90/100)							
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 十八の80/100)							
福祉・介護職員処遇改善特別加算 (1月につき 所定単位数×34/1000)		注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可 注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能						
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位数×70/1,000)	注 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計						
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位数×55/1,000)							